

消防だより

今年の出動件数

有田川町消防本部 ☎52・5950
吉備金屋消防署 ☎52・5950
清水消防署 ☎25・1243

火災 : 1件
救急 : 302件
救助 : 1件
(令和2年(2020年)3月31日現在)

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

心肺蘇生法

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気におそわれるかわかりません。それらの症状の中でも「心肺停止」は緊急を要する状態です。そんなとき、大切な命を守るためにも、そばに居合わせた家族や友人が心肺蘇生法などの応急手当を行うことがとても重要です。住民により心肺蘇生法が行われた場合の生存率や社会復帰率が高いことがわかっています。

大切な家族や友人の命を守るため、一度、心肺蘇生法について学んでみませんか。

消防署では、人形を使用して、実際に人工呼吸や、胸骨圧迫法、さらにAED(自動体外式除細動器・電気ショック)を体験して学べる講習会を随時開催しています。受講を希望される方は最寄りの消防署までお問い合わせください(申し込み必

要、受講料無料)。

またインターネット環境があれば、お持ちのパソコン、スマートフォンで心肺蘇生法の基礎知識を学ぶこともできます。



消防庁
省民向け
「一般市民
向け」
「応急手
当」
「WEB
講習」

住宅用火災警報器は義務設置です

有田川町火災予防条例

有田川町消防本部では、町内のすべての住宅に対し住宅用火災警報器の設置推進を行っています。

令和元年度(2019年度)の全国標準調査の結果、有田川町内で条例通り設置できているのは75.5%であり、町内で4件に1件が設置できていない状況となっています。家族の命や財産を守るため、住宅用火災警報器は必ず設置し、適切な維持管理に努めましょう。

10年経ったら取り替えましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、交換が必要です。交換の目安は、住宅用火災警報器を設置してから10年です。

また、10年が経過していなくても住宅用火災警報器が「いざ」というときに正常に作動するように、定期的な点検を行いましょ。点検方法は、ボタンを押す・ひもを引くなど、取扱説明書に従い、簡単に実施することができます。

住宅用火災警報器の効果

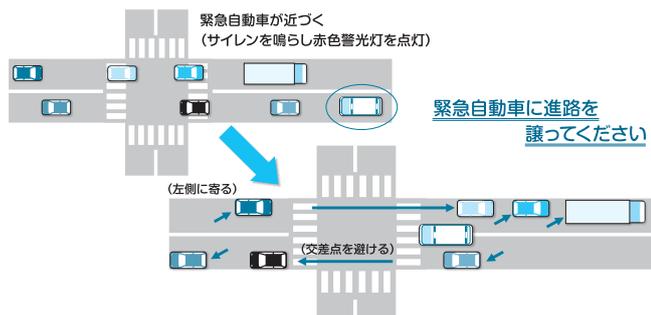
平成28年(2016年)から平成30年(2018年)までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は4割減、焼損床面積と損害額は約半分になりました。

このことから、住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少することが分かります。

緊急通行に対するご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い業務を行うため、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

緊急自動車がより安全、迅速に通行するためには皆さまのご協力が不可欠です。緊急自動車サイレンを鳴らして走行してきた場合には、周囲の状況に注意しながら速やかに進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



出展：総務省消防庁「消防の動き」平成26年(2014年)12月号